平成 2 3 年 1 0 月 2 4 |

2011.10.24

医療の質の向上に資する無過失補償制度等のあり方に関する検討会

無過失補償制度で医療裁判はなくなるか ~被害者・原告の思いを知ってほしい~

連合「患者本位の医療を確立する連絡会」委員 産科医療補償制度「再発防止委員会」委員 産科医療補償制度「運営委員会」委員

勝村久司

私の妻子の陣痛促進剤被害と医療裁判

- 1990年12月

「子宮口をやわらかくする薬」という説明だけで子宮収縮 剤を知らない間に投与される→強過ぎる陣痛が来ていることを最後の力を振り絞って伝えたら「しゃべるからまだ陣痛 が弱い」と筋肉注射で陣痛促進剤を追加投与→その後、 罵声を浴びせながら放置→最後に陣痛室に入ってきた若 い看護師の怒りで緊急帝王切開→長女死亡、妻も危篤

- 1999年3月 大阪高裁で勝訴判決→確定 (李啓充氏「これは医療事故ではなく犯罪だ」)
- 2000年12月 被告病院の職員研修で原告が講演→原告本人が、被告病院の医療事故対策委員に就任

長年にわたる数多くの被害者・原告との交流

下記の市民グループ等に設立準備から参加し、現在まで、世話人として多くの被害者や原告と交流

- 医療過誤原告の会(1991年10月設立)
- 医療情報の公開・開示を求める市民の会 (1996年4月設立)
- 全国薬害被害者団体連絡協議会 (1999年10月設立)
- 患者の視点で医療安全を考える連絡協議会 (2008年10月設立)

なぜ被害者は裁判に追い込まれるのか

事実のごまかしやウソ(隠蔽や改ざん)

あまりにも不誠実な対応の連続の中で 会話のテーブルにさえついてもらえない

「泣き寝入り」か「裁判をする」しかない。

(被害者の記憶通りに正直に事実が伝えられ説明がされるなら、病院の一室で話し合いができ、裁判所にまで行く必要がない。)

被害者が裁判を決断するときの思い

被害に遭った人の「命に意味を持たせたい」
そのためには同じ被害を繰り返さないようにしたい

医療被害でたいへんな中、さらに人生や家族がさらに泥沼に入ってしまうかも知れない不安との葛藤

(医療界の閉鎖性やかばい合いで勝訴は難しい)

しかし、被害者の(命に意味を持たせる)ために 泣き寝入りだけはできない。

被害者にとって裁判とは何か

ごまかしやウソに対して真実を明らかにさせたい (隠蔽や改ざんなどと闘う覚悟)

通常の誠実な標準医療であれば起こりえない、 低質な、防げるはずの事故であったことの証明 (被害者になるための取り組み)

医療裁判は、因果関係などの論争ではなく、事実経過を争そっているだけ(ウソと闘うための提訴)

被害者は最終的に何を求めているか

被害を生かしてほしい、医療や医師を信頼したい

二度と同じ被害を起こさないよう努力してほしい

そのためには、原因分析と再発防止が必要

これまでは、裁判をしなければ、原因分析も再発防止も決して行わることはなかった

一部の医師らによる被害者への偏見

<根拠なく流布された偏見の例>

- ■医療裁判はクレーマーがしている
- 医療は精一杯行っても結果が悪くなることがある ことを理解できない患者が裁判をしている
- 医療裁判が医療を萎縮させ、医療を崩壊させた
- ・カルテ開示をすると訴訟社会になる
- 原因分析や再発防止は裁判に利用される

対立軸の間違いが偏見を生んでいる

「病院・医師」と「患者・被害者」が対峙するのではなく

「事故の再発防止を願う患者と、患者のためによい医療を提供したいと願う多くの医療関係者」

لح

「事故をごまかしたり、漫然と事故を繰り返したりしている一部の病院や医師」

が対峙すべき

無過失補償制度で裁判はなくなるか

これまで被害者が裁判でしか求めることができなかったものをこの制度で実現できれば裁判はなくなる

そのためには、ウソやごまかしのない「事実保全」と健全な「原因分析」と「再発防止」の取り組みが必要

(もし、制度導入後も裁判があれば「事実保全」「原因分析」「再発防止」等に、不健全性がなかったかの確認が必要)

産科医療補償制度からわかったこと

- ・医会や学会が標準医療として定めたガイドライン は質が高く、それを守ればあまり事故は起きない
- 一方で、ガイドラインを著しく逸脱しているケースで事故が起こりやすい
- 医療界は自らのプロフェッショナルオートノミーにと学問的良心に則り、原因分析や再発防止を科学的にかつ健全に行うことができる
- 事実の保全が不十分なケースが存在する

どうすれば医療裁判はなくなるか

医療裁判をなくすために患者に情報を与えない等、患者を操作しようとすると裁判はなくならない

医療裁判をなくすために事故が繰り返されないよう医療の質を高める努力をすれば裁判はなくなる

情報を閉鎖的にし、事実や事故をごまかそうとするのではなく、事故を健全に原因分析し、再発防止の努力をする

健全な無過失補償制度に必要なこと

モラルハザードが起こらないようにする

- 真実を担保し、隠蔽や改ざんが起こらない仕組み
- 健全な原因分析・再発防止による医療の質の向上

制度が始まって少し経てば事故そのものが減る

制度は補償減で安定少。医療は患者の信頼を得る

事故から学ぶ健全な医療の実現を

- 健全な原因分析と再発防止がされていれば防げたはず事故が繰り返されるのは患者にとって不幸
- 過去に起こった事故からの教訓が若い医療者に伝えられないのは、医療者にとって不幸

子どもたちを将来、医療事故の被害者にも加害者にもしたくない。医療裁判の原告にも被告にもしたくない

健全な原因分析・再発防止の仕組みを広げていくべき